

農業者が市民農園を開設する費用を補助します

農地の保全、多面的な機能の維持と発揮、市民の農業体験の機会の確保のために、農業者が農地を活用し、新たな農業経営の一部として市民農園の開設に必要な経費の一部を補助します。

(1) 補助対象経費と補助率

補助率 対象経費の3/4（経費区分ごとの補助上限は次のとおり）



整地、区画割の経費

〔 上限：区画数×10,000 円 〕



備付農具の購入費

〔 上限：区画数×5,000 円 〕



案内板等の設置費

〔 上限： 150,000 円 〕



給水設備、トイレ、駐車場、
休憩所の整備費

〔 上限：1,500,000 円 〕



管理、運営、栽培指導の
委託費（初年度分のみ）

〔 上限： 500,000 円 〕

(2) 対象となる市民農園

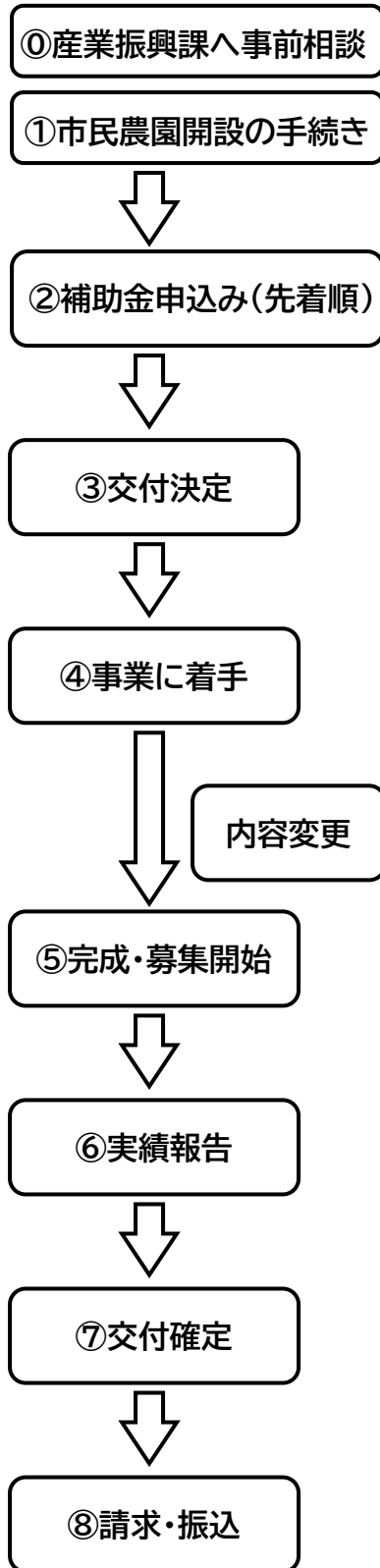
次の条件を全て満たしていることが条件となります。

- ① 市民農園整備促進法または特定農地貸付法の制度に則って開設される農園であること
- ② 概ね300㎡以上で、公道に接しており、日照、排水等が市民農園に適していること
- ③ 10㎡以上の区画が20以上提供できること
- ④ 5年以上設置し、1年単位で清瀬市民を対象に利用者を公募すること

補助対象外となる経費

- ① 同一世帯及び3親等以内の親族に対する支出
- ② 関係法令の基準を満たさない市民農園の設置に係る費用
- ③ 旅費、燃料費、食糧費、人件費、報償費、経常的な経費、必要のない経費
- ④ 使用実績のないもの

(3) 申込みから交付まで



★本補助事業は市民農園整備促進法、特定農地貸付法又は都市農地貸借法に則って開設される市民農園が対象です。補助金の申込みの前に、開設手続きが必要です。事前にご相談ください。

★市民農園開設に必要な認定や承認は農業委員会の開催を経る必要があるため、最長で1か月かかります。

交付申込時の提出書類

- ① 補助金交付申込書(様式第1号)
- ② 特定農地貸付、特定都市農地貸付の承認書の写し
- ③ 市民農園開設承諾書の写し(市民農園整備促進法の場合)
- ④ 見積書

★提出書類を審査後、1～2週間で交付決定通知をお渡しします

★事業への着手は必ず交付決定以降に行ってください

★①～⑥までを令和8年3月31日までに実施してください

★内容に変更がある場合は、必ず変更等承認申請書(様式第5号)を提出してください

★市民農園の募集開始後に実績報告をお願いします

★実績報告後、1～2週間で交付確定通知をお渡しします

実績報告時の提出書類

- ①実績報告書(様式第7号)
- ②請求書・領収証・振込控等、支払いが確認できるもの
- ③補助金で設備した設備等の写真

補助金請求書の提出

(4) 問合せ先

清瀬市地域振興部産業振興課農政係 電話:042-497-2052 (市役所本庁舎2階)

